

第一日 平成二十二年九月七日

開会 午前十時〇三分

【開会前に、吉村忠男議員から入院加療のため欠席する届出があった旨、事務局長より報告】

○議長（野呂日出男君）

ただ今の出席議員数は、十三名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から平成二十二年第三回藤崎町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

日程第一、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第一百五十五条の規定により会議録署名者は、

四番 小野 稔 君

五番 藤林 公正 君

七番 相馬 勝治 君を指名いたします。

日程第二、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び会期日程については、議会運営委員会で審議いたしましたので、議会運営委員長の報告を求めます。

横山憲一 議会運営委員長。

[議会運営委員長 横山憲一 君 登壇]

○議会運営委員長（横山憲一君）

おはようございます。

ただ今から議会運営委員会で審議いたしました結果をご報告申し上げます。去
る九月三日、午前十時から小会議室において、地方自治法第九十二条の二第
四項第一号の所管事務調査をするため議会運営委員会を開催し、平成二十二年
第三回藤崎町議会定例会の会期及び会期日程について各委員の意見を十分尊重
したうえ、慎重に審議いたしましたところ、会期は本日から九月十六日までの
十日間とし、会期日程については、お手元に配布しておりますとおり
九月七日は、開会・会議録署名者指名・会期の決定・諸般の報告・町長提案理
由説明・平成二十一年度決算審査報告・決算特別委員会設置・請願審議・採決
九月八日・九日は、議案熟考のため休会
九月十日は、町政に対する一般質問
九月十一日・十二日は、休日及び日曜日のため休会
九月十三日は、各常任委員会開催のため休会
九月十四日・十五日は、決算特別委員会開催のため休会
九月十六日は、議案審議・採決・閉会
以上のように議会運営委員会で決定いたしましたことを、ご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

お諮りします。

ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、本定例会の会期は本
日から九月十六日までの十日間とし、休会日はお手元に配布しております日程
表のとおりにしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○ 議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日から九月十六日までの十日間といたします。

○ 議長（野呂日出男君）

日程第三、諸般の報告を行います。

議案等の受理事項については朗読を省略し、お手元に配布しております印刷物により、ご了承願います。

次に、平成二十二年八月五日、高志会の廃止届が提出され、同日に明政会へ鶴賀谷貴議員が加入の会員変更届がありましたので、報告いたします。

次に、平成二十二年八月三十日付青森県後期高齢者医療広域連合報告第十五号で、青森県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙において、五所川原市長平山誠敏氏並びに大鰐町長山田年伸氏及び田舎館議会議長工藤榮治氏が当選の告示されましたことを報告いたします。

次に、代表監査委員から監査報告を求めます。

神忠勝代表監査委員。

[代表監査委員 神忠勝君 登壇]

○ 代表監査委員（神忠勝君）

おはようございます。

監査報告を申し上げます。例月出納検査については去る八月二十五日、二十六日、二十七日の三日間にわたり、七月分の各会計の収入・支出について、町長から提出されました出納関係諸帳簿並びに支出に関する諸書類等を照合監査いたしましたところ、適正かつ正確に処理されており異常ないものと認めまし

た。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

監査報告が終わりました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第四、報告第十号から報告第十一号まで及び議案第四十五号から議案第五十七号まで一括上程し町長から提案理由の説明を求めます。

小田桐智高町長。

[町長 小田桐智高君 登壇]

○町長（小田桐智高君）

（提案理由の説明 別紙のとおり）

○議長（野呂日出男君）

日程第五、平成二十一年度決算審査報告について代表監査委員から報告を求めます。

神忠勝代表監査委員。

[代表監査委員 神忠勝君 登壇]

○代表監査委員（神忠勝君）

平成二十一年度決算審査について御報告申し上げます。

平成二十一年度藤崎町一般会計歳入歳出決算、平成二十一年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算、平成二十一年度藤崎町老人保健特別会計歳入歳出決算、平成二十一年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成二十一年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算、平成二十一年度藤崎町水道事業会計決算、平成二十一年度藤崎町農業集落排水事

業会計決算、平成二十一年度藤崎町下水道事業会計決算、以上の会計決算について平成二十二年八月九日から十一日まで及び十六日から十八日までの六日間にわたり平成二十一年度各会計の決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、及び関係諸帳簿並びに諸書類等の提出を求め慎重に審査いたしましたところ、計数に誤りがなく、適切に処理されております。正当であるものと認めました。また将来にわたり、健全な財政運営を確かなものにするためには、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき健全化判断比率及び資金不足比率について早期健全化基準及び経営健全化基準を上回らない財政運営を引き続き堅持するよう努力されたい。

なお細部については、別紙意見書のとおりでありますので省略いたします。
以上、決算審査の御報告をいたします。

○議長（野呂日出男君）

決算審査報告が終わりました。

日程第六、決算特別委員会設置の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会は議案第五十号から議案第五十七号までの平成二十一年度の各会計の決算が上程されておりますので、議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会を設置しこれに付託のうえ、審査期限を平成二十二年第三回定例会までとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、議案第五

十号から議案第五十七号までをこれに付託の上、審査期限を平成二十二年第三回定例会までとすることに決定いたしました。

○議長（野呂日出男君）

日程第七、請願第五号「所得税法第五十六条廃止を求める意見書」を国への提出を求める請願書を議題とします。

請願第五号の紹介議員であります浅利直志君から趣旨説明を求めます。
浅利直志君。

[十三番 浅利直志君 登壇]

○十三番（浅利直志君）

それでは所得税法第五十六条廃止を求める意見書。これについての趣旨説明をいたします。

皆さん、お手元に請願書の写しが配布されていらっしゃると思いますけれども、この請願団体は、弘前民主商工会婦人部部長の田村芳子でございます。

請願趣旨について申し述べます。

中小業者や農林水産業は、地域の担い手として、これまでの日本の経済の発展に貢献してきました。その自営業を支えている家族従業者の働き分、自家労賃・給与は現行税法上所得税法第五十六条によりますと、配偶者とその親族が事業に従事したとき対価の支払は、必要経費に算入しない、というふうになっており、必要経費として認められておりません。事業主の所得から、控除という形で、みなされる働き分は、配偶者の場合でも八十六万円、跡継ぎなどの家族従業者の場合にいたっては、五十万円しか認められておりません。このわずかな控除が、所得とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立ができない状況であります。これでは家業を一緒にやりたくても、十分な保証ができず

後継者不足へも拍車をかけている現状が続いております。さらに私たちはどんなに働いても、ひとり前の人間として認められず、所得証明書さえも発行してもらえないことができません。人権侵害の最たるものとして産後の保育所の申請から、生活のあらゆる場面で悔しい思いをしてきました。

所得税法上では、所得税法第五十七条、この第五十七条で青色申告にすれば、働き分、自家労賃、或いは給与を認めています。同一労働でありながら、青色と白色で差別する制度自体が矛盾して問題でございます。アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、韓国などの諸外国では、当たり前前に自家労賃は必要経費として認められ、家族従業者の人格・人権・労働を正當に評価しているところあります。

従いまして、請願項目として、所得税法五十六条の廃止を求める意見書を国へ提出することを求める請願でございます。

なにとぞ、議員各位の御賛同をお願いする次第でございます。

よろしくお願ひします。

○ 議長（野呂日出男君）

趣旨説明が終わりました。これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○ 議長（野呂日出男君）

討論なしと認めます。

これから請願第五号を採決します。

請願第五号は採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野呂日出男君)

異議なしと認めます。

よって請願第五号は採択することに決定しました。

浅利直志君。

○十三番(浅利直志君)

ただいま、請願採択していただきまして誠に有難うございます。

つきましては、関係機関へ意見書を提出していただきたく、取り計らいのほど、よろしくお願いしたいと思います。

○議長(野呂日出男君)

お諮りします。ただいま浅利直志君から意見書を提出したい旨の発言がありました。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野呂日出男君)

異議なしと認めます。

よって意見書を提出することに決定しました。

なお意見書の作成については、紹介議員と本職に一任願います。

○議長(野呂日出男君)

日程第八、請願第六号治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を求める国への意見書の提出についての請願書を議題といたします。

請願第六号の紹介議員であります浅利直志君から趣旨説明を求めます。

浅利直志君。

[十三番 浅利直志君 登壇]

○ 十三番 (浅利直志君)

それでは、引き続きまして、請願趣旨の説明をいたしたいと思えます。

本請願の名称は、治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を求める国への意見書の提出についての請願書でございます。請願者は、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟青森県本部会長中村勝巳氏でございます。請願の趣旨を読み上げまして、趣旨説明とさせていただきます。

戦前天皇制政治のもとで、主権在民をとらえ、侵略戦争に反対したために治安維持法で弾圧され多くの国民が、犠牲をこうむりました。治安維持法が制定された一九二五年から廃止されるまでの二十年間に逮捕者数十万人余、送検された人七万五千六百八十一人、虐殺された人八十人以上、拷問、虐待などによる獄死千六百人余、実刑五千六百六十二人にのぼっています。

戦後治安維持法は日本がポツダム宣言を受諾したことにより、政治的自由の弾圧と、人道に対する悪法として廃止されました。この法律によって処罰された人々は、無罪とされましたが、日本政府は謝罪も賠償もしていません。

ドイツでは連邦補償法で、ナチスの犠牲者に謝罪し賠償しています。イタリアでも国家賠償法で「反ファシスト政治犯」に終身年金を支給しています。アメリカ・カナダでは、第二次世界大戦中強制収容した日系市民に対し、一九八八年に市民的自由法を制定し、約二万ドルないし二万一千ドル、約二百五十万円を支払い、大統領が謝罪しています。韓国では、治安維持法犠牲者を愛国者として表彰し、犠牲者に年金を支給しています。以上の諸外国の現状にかかわらず、日本政府は謝罪も賠償もしていない現状であります。

従いまして請願項目として、一番下の方にあります。三項目でございます。国は治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること。二項目目は、国は治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと。国家賠償を行うという意味でございます。三、国は治安維持法による犠牲の実態を調査し、その内容を公表すること。以上の三項目を請願事項として、要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

趣旨説明が終わりました。これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

討論なしと認めます。

これから請願第六号を採決します。

請願第六号は採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって請願第六号は採択することに決定しました。

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

請願の採択有難うございました。

つきましては関係機関へ意見書を提出していただきたく取り計らいのほどをお願いしたいものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（野呂日出男君）

お諮りいたします。ただいま浅利直志君から意見書を提出したい旨の発言がありました。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって意見書を提出することに決定いたしました。なお意見書の作成については、紹介議員と本職に一任願います。

○議長（野呂日出男君）

日程第九、請願第七号免税軽油制度の継続を求める請願を議題とします。

請願第七号の紹介議員であります、浅利直志君から趣旨説明を求めます。

浅利直志君。

〔十三番 浅利直志君 登壇〕

○十三番（浅利直志君）

それでは引き続き請願、免税軽油制度の継続を求める請願について趣旨説明をさせていただきます。

この請願団体は、津軽農民組合代表者平沢健三氏でございます。請願の趣旨でございます。

配布されております資料に沿って説明したいと思います。

これまで農家の経営に貢献してきた免税軽油制度は、地方税法の改正によって、このままでは二〇一二年（平成二十四年）三月末で廃止される状況にあります。

免税軽油とは道路を走らない機械に使う軽油について軽油引取税（一リットル当たり三十二円十銭）を免税するという制度であります。農業用の機械（耕耘機、トラクター、コンバイン、栽培管理用機械畜産用機械など）や船舶、倉庫で使うフォークリフト、重機など道路を使用しない機械燃料の軽油は、申請すれば免税が認められてきました。

免税軽油制度がなくなれば、いまでさえ困難な農業経営への負担は避けられず、軽油を大量に使う畜産農家や野菜・園芸農家をはじめ、農業経営への影響は深刻です。制度の継続は、地域農業の振興と食糧自給率を向上させる観点からも有効であり、その継続が強く望まれています。

以上の趣旨から、下記の事項について意見書を政府関係機関に提出していただくことをお願いいたします。

そして請願項目は、免税軽油の制度を継続していただきたいという請願でございます。

以上でございますので、議員各位のご賛同を心からお願い申し上げる次第でございます。

○議長（野呂日出男君）

趣旨説明が終わりました。これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(野呂日出男君)

討論なしと認めます。

これから請願第七号を採決します。

請願第七号は採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野呂日出男君)

異議なしと認めます。

よって請願第七号は採択することに決定しました。

浅利直志君。

○十三番(浅利直志君)

請願採択有難うございました。つきましては関係機関に対して意見書を提出していただきたい。そのために取り計らいの程お願いする次第であります。

○議長(野呂日出男君)

お諮りします。ただいま浅利直志君から意見書を提出したい旨の発言がありました。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野呂日出男君)

異議なしと認めます。

よって意見書を提出することに決定しました。なお意見書の作成につきましては、紹介議員と本職に御一任願います。

これをもって、本日の日程は終了いたしました。
本日は、これにて散会いたします。ご苦労様でした。

散会 午前十一時九分